福岡県宮若市脇田
字山渋　一七四九番二
一七五三番二
字恵後　一三一四番一
一三一二番一
一三一一番
一三一〇番
一三三二番
一三三〇番
一三二四番
一三二三番
一三〇六番
一三二〇番
一三一四番一地先道路敷
一七七一番
字春田　一二九〇番
字裏山　一二九三番
一二九五番
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
有田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第六百十六号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
福岡県築上郡上毛町大字東上
一二五二番四　一号及び三十五号
一二五二番五　二号及び三号
一一三五番　四号
一一三一番　五号から十三号まで及び十六号
一〇七八番　十四号及び十五号
一一一九番　十七号から二十一号まで及び二十三号から二十六号まで
一〇八五番
一一二〇番　二十二号
一一一一番一　二十七号
一一〇九番一　二十八号
一二六九番三　二十九号
一一一五番　三十号
一一一八番　三十一号から三十三号まで
一一二七番　三十四号
一号及び二十六号
二号　三号
四号　五号及び六号
七号　十三号及び十四号
十五号　十六号
十七号から二十号まで
二十一号　二十二号
二十三号及び二十四号
二十五号　八号
九号　十号
十一号及び十二号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑の河内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二千八百十七号で指定した土地の区域を除く。）
福岡県筑紫郡那珂川町大字五ヶ山
字川口　六二八番一　一号
六二五番二　二号
六〇三番三　四号
六〇五番二　八号
五八九番三　九号
五八九番二　十号
五八九番一　十一号
三八九番　三号
三八八番一　五十二号
字前田　五六九番二　五号
字浦ノ田　五七二番三　六号
五七五番一　七号
五三八番一　十三号
五二六番一　四十五号
五三七番二　四十六号
五三七番一　四十七号
五八一番二　四十八号
五四五番四　四十九号
五六六番三　五十号
五六四番一地先道路敷　五十一号
字原頭　五〇六番一二　十二号
五〇六番二六　十四号
五〇六番四　十五号から十七号まで及び二十一号から二十四号まで
四八六番一地先河川敷　二十五号
四七七番一　二十六号
四七〇番七　二十七号
四七〇番五　二十八号
四六〇番三　二十九号及び三十号
四五六番一　三十一号から三十三号まで
四六〇番三地先道路敷　四十二号
五二三番二　十八号から二十号まで
五一五番一　四十三号
五二二番五　四十四号
字飯森　三十五号から三十九号まで
三六〇番三　四十号
三五五番一二　四十一号
三六六番二　五十三号及び五十四号

○国土交通省告示第八百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年九月三日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高橋沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十五年内務省告示第四百七十二号及び平成十七年国土交通省告示第二百七十号で指定した土地の区域を除く。）
神奈川県伊勢原市日向
字高橋　一九五〇番　一号
一九五一番　二号から四号まで
一九二五番　五号、十一号及び十二号
一九二八番　六号
一九二九番　七号
一九二六番　十号
一九二四番二　十三号
一九二三番　十四号
一九二二番一　十五号
一九一四番　八号及び九号
字畑　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十五年九月三日
環境大臣　石原　伸晃
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　氏名又は名称　環境開発株式会社
ロ　住所　石川県金沢市大桑町上猫下四番地七
ハ　代表者の氏名　代表取締役　髙山　盛司
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
石川県金沢市新保町ツ十七番、ヌ六十四番一、ホ五十八番一並びにラ九番一、十番、十一番、十二番一、十九番及び二十四番一
三　無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）